

令和6年度 大分県農地中間管理事業推進指針

大分県農業農村振興公社（大分県農地中間管理機構）

1 基本的な方向

農業経営の規模拡大、耕作地の集団化、農業への新規参入の促進等による農地利用の効率化及び高度化を図り、農業の生産性の向上に資することを目的に平成26年にスタートした農地中間管理事業が10年を経過した。

この間、本県における農地中間管理事業による集積面積は、累計で5,820ha、新規面積は2,480haとなった。

県、市町、農業委員会など関係機関との連携のもと、これまで制度の周知、利用促進に取り組んだ結果、令和5年度の機構活用面積は823ha、新規借受面積は231haとなり、年間目標（機構活用面積）の700haを達成することができた。

昨年度は、新型コロナウイルスに関しては5類感染症への移行に伴い、ようやく明るい兆しが見え始めてきたものの、世界情勢の不安定化等に伴うエネルギー等の物価高騰は依然として深刻で、過疎化・高齢化による担い手の減少や耕作放棄地の増加など、本県農業を取り巻く情勢は引き続き厳しい状況にある。

こうした中、国では、平時からの食料安全保障確保等の観点から、食料・農業・農村基本法等を改正し、人口減少下における生産水準の維持・発展等のため、地域計画に基づく人・農地の確保、農地の集積・集約化及び適正かつ効率的な利用を図ることとしている。

県では、「令和6年度大分県農地集積重点戦略指針」を策定し、既存の担い手はもとより、新規就農者及び参入企業など新たな担い手の確保を進めるため、各市町の地域計画策定を支援することにより、農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化の更なる推進を図ることとしている。

また、昨年度施行された改正農業経営基盤強化促進法等による地域計画及び目標地図に関しては、今年度末をもってその策定期限を迎える。

当機構においても、以下の重点的取り組み事項を中心とした取組を実施していくことにより、当機構を軸とした農地集積・集約化をさらに推進していく。

2 農地中間管理事業による集積目標

令和6年度 農地中間管理機構活用面積 700ha

3 重点的取り組み事項

(1) 「農地集積コントロール拠点」としての取組強化

参入企業や新規就農者を中心とした担い手のニーズを的確に把握し、大規模園芸農地等、ニーズに応じた優良農地の確保に努める。

このため、昨年度導入した「水土里情報システム」を積極的に活用するとともに、研修等による機構駐在員の職務遂行能力の向上及びあらゆる関係機関との連携を通じて、農地情報の収集・蓄積を図り、「農地集積コントロール拠点」としての機能を強化していく。

(2) 「地域計画・目標地図」の策定支援

地域の「協議の場」への積極的な参加、担い手の掘り起こし及びマッチングなど、各地域で求められる役割を積極的に果たすとともに、市町及び農業委員会等の関係機関との連携を一層強化し、地域計画及び目標地図策定を支援していく。

(3) 地域計画策定区域に対する取組推進

地域計画策定区域について、目標地図に定められた担い手に対し、農地中間管理事業の円滑な活用を促すとともに、地域計画策定後においても、「担い手不在エリア」等に対する将来のあり方について、関係機関と連携・協力し、企業参入も含めた広域的な担い手誘導等、農地中間管理事業の推進を引き続き図るとともに、粗放的管理の周知等、幅広い視点での検討も促す。

(4) 契約更新及び相対契約からの移行等への対応

農地中間管理事業の契約期間満了を迎える案件については、農業委員会の探索、利用権設定のための知事裁定等の活用に加え、今年度から実施される相続登記申請義務化の周知などを推進することにより、契約更新を着実に進める。

また、農業経営基盤強化促進法による相対契約については、法改正に伴い今年度末で新たな契約が締結できないこととなるため、当該契約等から当機構への利用権設定の移行を推進するとともに、これに伴う大幅な契約件数の増加に対応するため、効果的な人員配置や事務の簡素化等の体制整備に努める。

(5) 遊休農地の活用促進

遊休農地の利用意向調査に基づき、機構の借受け条件を満たす農地については、引き続き機構がホームページで公表し、農業委員会の農地利用最適化活動等を通じて、出し手、受け手のマッチングを促進する。

また、これに加え、地域計画策定等により明らかとなった地域及び担い手のニーズに基づき、関係機関と連携して、大規模園芸団地に係る整備事業等の周知及び適正農地の洗い出しを行う等の取組を実施し、さらなる農地集積・集約化を図る。